

- 1 世帯数 ≤ 人員
- 2 世帯数が0のときは人員も0
- 3 (1) = 各表側の(3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10)
- 4 (1)の世帯数 - (3)の世帯数 ≤ (1)の人員 - (3)の人員
- 5 (1)の世帯数(01) = 「第4の(2)の計(07)」
- 6 (1)の世帯数(01) ≥ (3)の世帯数(01) + 「第4の(5)の計(07) + (1)の計(07)」
- 7 (1)の人員(02) ≥ (3)の人員(02) + 「第2の(5) + (4) + 「第3の(01)の計(3) + (02)の計(3) + (03)の計(3) + (04)の計(3) + (05)の計(3) + (06)の計(3)」
- 8 (7)の世帯数(01) ≥ 「第4の(5)の計(07) + (1)の計(07)」
- 9 (7)の人員(02) = 「第2の(8) + (7)」
- 10 (1)の世帯数(01) + (2)の世帯数(01) = 「前月分報告の(1)の世帯数(01)」 + 「前月分報告の(2)の世帯数(01)」 + 「第6の(5)の世帯数(01)」 - 「前月分報告の第6の(9)の世帯数(01)」
- 11 (1)の人員(02) + (2)の人員(02) = 「前月分報告の(1)の人員(02)」 + 「前月分報告の(2)の人員(02)」 + 「第6の(5)の人員(02)」 - 「前月分報告の第6の(9)の人員(02)」 + 「第6の(2)の人員(02)」 - 「前月分報告の第6の(3)の人員(02)」
- 12 世帯数(01) ≥ 日本の国籍を有しないもの(再掲)の世帯数(03)
- 13 人員(02) ≥ 日本の国籍を有しないもの(再掲)の人員(04)
- 14 現に保護を受けたもの(1) ≥ 保護の種類欄の「各扶助」別
- 15 現に保護を受けたもの(1) ≤ 計(1)

(福祉行政報告例)

第2 医 療 扶 助 人 員

(生活保護法)

			0	2	0				
年	月		福祉事務所符号						

都道府県
指定都市 名
中核市

平成 年 月分報告

(総括表)

入 院 (月 中)								
医 療 扶 助 単 給					医 療 扶 助 併 給		計	介護老人保健 施設入所者 (再掲)
医 療 扶 助 単 給 の み		そ の 他 の 単 給 (入院患者日用品費・一時的扶助等を含む)		計				
精 神 病 (1)	そ の 他 (2)	精 神 病 (3)	そ の 他 (4)		(5)	精 神 病 (6)		

入 院 外 (月 中)								
医 療 扶 助 単 給					医 療 扶 助 併 給		計	訪問看護 利用者 (再掲)
医 療 扶 助 単 給 の み		そ の 他 の 単 給 (一時的扶助等を含む)		計				
精 神 病 (10)	そ の 他 (11)	精 神 病 (12)	そ の 他 (13)		(14)	精 神 病 (15)		

日本工業規格A列4番 (19年度分)

(備考) (1) 本表は総括表と各福祉事務所ごとの個別表とすること。
(2) 個別表においては、上記様式中「総括表」とあるのは「個別表」と、

「都道府県
指定都市 名
中核市 」とあるのは「福祉事務所名」と読み替えるものとする。

審査要領

- 1 (1)+(2)+(3)+(4)=(5)
- 2 (5)+(6)+(7)=(8)
- 3 (8)≥(9)
- 4 (10)+(11)+(12)+(13)=(14)
- 5 (14)+(15)+(16)=(17)
- 6 (17)≥(18)
- 7 (5)+(14)≥「第4の(5)の計(07)+(11)の計(07)」

(福祉行政報告例)

第3 介 護 扶 助 人 員

(生活保護法)

都道府県
指定都市 名
中核市

			0	3	0			
年	月	都道府県・指定都市・中核市						

平成 年 月分報告

施 設 介 護 (月 中)						
	介 護 扶 助 単 給			介 護 扶 助 併 給		
	介護扶助単給のみ	その他の単給 (日常生活費・ 一時的扶助等を含む)	計	医療扶助併給のみ	その他の併給	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
介護老人福祉施設 (01)						
介護老人保健施設 (02)						
介護療養型医療施設 (03)						
地域密着型介護老人福祉施設 (04)						

居 宅 介 護 介 護 予 防 (月 中)						
	介 護 扶 助 単 給			介 護 扶 助 併 給		
	介護扶助単給のみ	その他の単給 (一時的扶助等を含む)	計	医療扶助併給のみ	その他の併給	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
居 宅 介 護 (05)						
介 護 予 防 (06)						

審査要領

日本工業規格A列4番 (19年度分)

- 1 (1)+(2)=(3)
- 2 (4)+(5)=(6)
- 3 (01)の計(3)+(02)の計(3)+(03)の計(3)+(04)の計(3)+(05)の計(3)+(06)の計(3)+(01)の計(6)+(02)の計(6)+(03)の計(6)+(04)の計(6)+(05)の計(6)+(06)の計(6)＝「第1の(6)の人員(02)」

第4 世帯の労働力類型別被保護世帯数

(生活保護法)

			0	4	0						
年			月			福祉事務所符号					
(総括表)											

都道府県	名
指定都市	
中核市	
平成	年
月分報告	

		現 に 保 護 を 受 け た 世 帯 数 (月 中)											
		単 身 者 世 帯					2 人 以 上 の 世 帯						計
		高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	(再掲)医療扶助単給	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	(再掲)医療扶助単給	(1) ~ (4) (6) ~ (10) (12)
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	
世帯主が働いている世帯	常用勤労者 (01)												
	日雇労働者 (02)												
	内職者 (03)												
	その他の就業者 (04)												
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯 (05)													
働いている者のいない世帯 (06)													
計 (07)													

(備考) (1) 本表は総括表と各福祉事務所ごとの個別表とすること。 「都道府県
(2) 個別表においては、上記様式中「総括表」とあるのは「個別表」と、指定都市 名 とあるのは「福祉事務所名」と読み替えるものとする。 日本工業規格A列4番 (19年度分)
中核市 」

審査要領
1 (12)=各表側の(1)+(2)+(3)+(4)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)
2 (07)=(01)+(02)+(03)+(04)+(05)+(06)

(福祉行政報告例)

第5 保 護 施 設 ・ 在 所 者

(生活保護法)

都道府県
指定都市 名
中核市

1 9 0 0 0 5 0
年 都道府県・指定都市・中核市

平成 19 年度分報告

		施 設 数	定 員	入所者数(年度中)		退所者数(年度中)		年 度 末 現 在 員 数			
				被 保 護 者	そ の 他	被 保 護 者	そ の 他	被 保 護 者			そ の 他
								管 内 分	管外に委託分	計	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
救 護 施 設	公 立(01)										
	私 立(02)										
更 生 施 設	公 立(03)										
	私 立(04)										
授産施設	施設授産	公 立(05)									
		私 立(06)									
	家庭授産	公 立(07)	()								
		私 立(08)	()								
宿 所 提 供 施 設	公 立(09)										
	私 立(10)										

記入要領

施設数、定員が前年度分報告と異なるときは、その旨を欄外に注記すること。

日本工業規格A列4番

審査要領

- 1 (9)＝「前年度分報告の(9)」＋(3)－(5)
- 2 (10)＝「前年度分報告の(10)」＋(4)－(6)
- 3 (7)に計上数があれば(1)・(2)にも計上されていること。

(福祉行政報告例)

第6 保護の開始・廃止及び変更

(生活保護法)

都道府県
指定都市 名
中核市

平成 年 月分報告

			0	6	0				
--	--	--	---	---	---	--	--	--	--

年 月 福祉事務所符号

(総括表)

	前月末現在 未処理 件数 (1)	申請件数 (2)	申請取下 げ 件数 (3)	申請却下 件数 (4)	保 護 開 始			月末現在 未処理 件数 (8)	保 護 廃 止			保 護 変 更	
					決 定	転 入 (再掲)	職 権 保 護 (再掲)		決 定	一時的扶助 (再掲)	転 出 (再掲)	増 (12)	減 (13)
世 帯 数 (01)													
人 員 (02)													

日本工業規格A列4番 (19年度分)

- (備考) (1) 本表は総括表と各福祉事務所ごとの個別表とすること。 「都道府県
(2) 個別表においては、上記様式中「総括表」とあるのは「個別表」と、指定都市 名 とあるのは「福祉事務所名」と読み替えるものとする。 中核市 」

審査要領

- 1 (1) = 「前月分報告の(8)」
- 2 (8) = (1) + (2) + 「(7)の世帯数(01)」 - (3) - (4) - 「(5)の世帯数(01)」
- 3 世帯数(01) ≤ 人員(02)
- 4 世帯数(01)が0のときは人員(02)も0
- 5 (5) ≥ (6)
- 6 (5) ≥ (7)
- 7 (9) ≥ (10)
- 8 (9) ≥ (11)
- 9 (5) ≥ (10)

第7 保護開始の理由・世帯類型・世帯主の年齢階級別世帯数

(生活保護法)

都道府県
指定都市 名
中核市

1	9	0	9	0	7	0			
年		月		都道府県・指定都市・中核市					

平成 19 年 9 月分報告

		傷病による		急迫保	要介護	働いて	働いて	失 業		老齢に	事 業	その他	社会保	貯金等	仕送り	その他	計
		世帯主	世帯員	護で医	状 態	いた者	いた者	定年・	勤務先	による	不 振	の働きの	障給の減	の減少	の減少		
		の傷病	の傷病	療扶助		の死亡	の離別等	自 己	都 合	収入の	・ 倒産	収入の	少 喪	・ 喪失	・ 喪失	(15)	(16)
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)		
世帯類型・世帯構造	高 齢 者 世 帯 (01)																
	(再掲)単身世帯 (02)																
	母 子 世 帯 (03)																
	傷 病 者 世 帯 (04)																
	(再掲)単身世帯 (05)																
	障 害 者 世 帯 (06)																
	(再掲)単身世帯 (07)																
	そ の 他 世 帯 (08)																
	(再掲)単身世帯 (09)																
世帯主の年齢階級	19 歳 以 下 (10)																
	20 ～ 29 (11)																
	30 ～ 39 (12)																
	40 ～ 49 (13)																
	50 ～ 59 (14)																
	60 ～ 64 (15)																
	65 ～ 69 (16)																
	70 歳 以 上 (17)																
計 (18)																	

審査要領

1 計(6)の計(18)＝「第6(5)の世帯数(01)－(6)の世帯数(01)」

2 計(18)＝(01)＋(03)＋(04)＋(06)＋(08)＝(10)＋(11)＋(12)＋(13)＋(14)＋(15)＋(16)＋(17)

(福祉行政報告例)

第8 保護歴を有する世帯の保護開始理由別世帯数

(生活保護法)

都道府県
指定都市 名
中核市

1	9	0	9	0	8	0			
年		月		都道府県・指定都市・中核市					

平成 19 年 9 月分報告

		傷病による		急迫保	要介護	働いて	働いて	失 業		老齢に	事 業	その他	社会保	貯金等	仕送り	その他	計
		世帯主 の傷病 (1)	世帯員 の傷病 (2)	護で医 療扶助 単 給 (3)	状 態 (4)	いた者 の死亡 (5)	いた者 の離別等 (6)	定年・ 自 己 都 合 (7)	勤務先 都 合 (解雇等) (8)	による 収入の 減 少 (9)	不 振 ・ 倒産 (10)	の働きの 収入の 減 少 (11)	障給付 金の減 少・喪失 (12)	の減少 ・喪失 (13)	の減少 ・喪失 (14)	(15)	(16)
前回 廃止 時 から の 期 間	3 月 未 満 (01)																
	3 月 ～ 6 月 (02)																
	6 月 ～ 1 年 (03)																
	1 年 ～ 2 年 (04)																
	2 年 ～ 3 年 (05)																
	3 年 ～ 4 年 (06)																
	4 年 ～ 5 年 (07)																
	5 年 以 上 (08)																
	計 (09)																

日本工業規格A列4番

- 審査要領
- 1 計(6)の前回廃止時からの期間計(09)≦「第6(5)の(01)－(6)の(01)」
 - 2 計(09)＝(01)＋(02)＋(03)＋(04)＋(05)＋(06)＋(07)＋(08)

(福祉行政報告例)

第9 保護開始前の医療保険の加入状況別保護開始人員

(生活保護法)

都道府県
指定都市 名
中核市

1	9	0	9	0	9	0			
年		月		都道府県・指定都市・中核市					

平成 19 年 9 月分報告

	医 療 保 険 加 入			医 療 保 険 未 加 入	そ の 他	計
	国 民 健 康 保 険	被 用 者 保 険				
		被 保 険 者	被 扶 養 者			
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
19 歳 以 下 (01)						
20 ~ 29 (02)						
30 ~ 39 (03)						
40 ~ 49 (04)						
50 ~ 59 (05)						
60 ~ 64 (06)						
65 ~ 69 (07)						
70 歳 以 上 (08)						
計 (09)						

審査要領

- 1 計(6)の計(09)＝「第6(5)の(02)－(6)の(02)」
- 2 計(09)＝(01)＋(02)＋(03)＋(04)＋(05)＋(06)＋(07)＋(08)
- 3 計(6)＝(1)＋(2)＋(3)＋(4)＋(5)

- 2 計(18) = (01) + (03) + (04) + (06) + (08) = (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17)

(福祉行政報告例)

第11 医療費の審査及び決定
(生活保護法)

都道府県
指定都市 名
中核市

平成 19 年度分報告

1 9 0 0 1 1 0
年 都道府県・指定都市・中核市

		基 金 審 査 結 果		知 事 審 査 結 果									
				知 事 決 定						再 審 査 請 求		そ の 他	
				支 払 確 定		増 額		減 額					
		件 数 (1)	金 額 (2)(千円)	件 数 (3)	金 額 (4)(千円)	件 数 (5)	金 額 (6)(千円)	件 数 (7)	金 額 (8)(千円)	件 数 (9)	金 額 (10)(千円)	件 数 (11)	金 額 (12)(千円)
一 般 診 療	入 院 (01)												
	入 院 外 (02)												
歯 科 診 療 (03)													
計 (04)													

日本工業規格A列4番

審査要領
1 (1)=(3)+(9)+(11)
2 (2)=(4)-(6)+(8)+(10)+(12)

(福祉行政報告例)

第12 医 療 扶 助 実 施 状 況

(生活保護法)

都道府県
指定都市 名
中核市

平成 19 年度分報告

1	9	0	0	1	2	0			
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--

年 都道府県・指定都市・中核市

	入 退 院 患 者 数 (年 度 中)							
	入 院 患 者 数				退 院 患 者 数			
	保 護 の 開 始 (1)	保 護 の 変 更		計 (4)	保 護 の 廃 止 (5)	保 護 の 変 更		計 (8)
		入 院 外 医 療 扶 助 を 受 け て い た も の (2)	そ の 他 (3)			入 院 外 医 療 扶 助 を 受 け る も の (6)	そ の 他 (7)	
精 神 病 (01)								
そ の 他 (02)								
計 (03)								

日本工業規格A列4番

審査要領

- 1 (4)=(1)+(2)+(3)
- 2 (8)=(5)+(6)+(7)
- 3 (03)=(01)+(02)
- 4 (1)の計 (03) ≤ 「第6の(5)の人員(02)」の当年度分累計
- 5 (5)の計 (03) ≤ 「第6の(9)の人員(02)」の当年度分累計

(福祉行政報告例)

第13 審査請求に対する裁決

(生活保護法)

1	9	0	0	1	3	0			
年							都 道 府 県		

都道府県名		
平成	19	年度分報告

		請 求 件 数 (年 度 中) (1)	裁 決 件 数 (年 度 中)					計 (7)
			審 査 請 求 の 却 下 (2)	福祉事務所長自ら 係争処分の取消又は 変更をした場合 の審査請求の却下 (再 掲) (3)	審 査 請 求 の 棄 却 (4)	審 査 請 求 の 容 認		
						係争処分の取消 (5)	係争処分の変更 (6)	
審 査 請 求 事 項	保護の開始又は 変更申請の却下 (01)							
	保 護 の 停 止 (02)							
	保 護 の 廃 止 (03)							
	保 護 の 変 更 (04)							
	そ の 他 (05)							
	計 (06)							

日本工業規格A列4番

- 審査要領
- 1 (06)=(01)+(02)+(03)+(04)+(05)
 - 2 (7)=(2)+(4)+(5)+(6)
 - 3 (2)≥(3)

		総 数 (年度末現在)	新規交付 (年度中)	1 級 (年度末現在)	新規交付 (年度中)	2 級 (年度末現在)	新規交付 (年度中)	3 級 (年度末現在)	新規交付 (年度中)	4 級 (年度末現在)	新規交付 (年度中)	5 級 (年度末現在)	新規交付 (年度中)	6 級 (年度末現在)	新規交付 (年度中)
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
視 覚 障 害	18歳未満 (01)														
	18歳以上 (02)														
(再掲) 糖尿病を 主原因とするもの	18歳未満 (03)														
	18歳以上 (04)														
聴覚・平衡機能障害	18歳未満 (05)														
	18歳以上 (06)														
聴 覚	18歳未満 (07)														
	18歳以上 (08)														
平 衡 機 能	18歳未満 (09)														
	18歳以上 (10)														
音声・言語・そしゃく 機 能 障 害	18歳未満 (11)														
	18歳以上 (12)														
肢 体 不 自 由	18歳未満 (13)														
	18歳以上 (14)														
上 肢	18歳未満 (15)														
	18歳以上 (16)														
下 肢	18歳未満 (17)														
	18歳以上 (18)														
体 幹	18歳未満 (19)														
	18歳以上 (20)														
運 動 機 能 障 害	18歳未満 (21)														
	18歳以上 (22)														
上 肢 機 能	18歳未満 (23)														
	18歳以上 (24)														
移 動 機 能	18歳未満 (25)														
	18歳以上 (26)														
内 部 障 害	18歳未満 (27)														
	18歳以上 (28)														
心 臓 機 能 障 害	18歳未満 (29)														
	18歳以上 (30)														
じん臓機能障害	18歳未満 (31)														
	18歳以上 (32)														
呼吸器機能障害	18歳未満 (33)														
	18歳以上 (34)														
ぼうこう・ 直腸機能障害	18歳未満 (35)														
	18歳以上 (36)														
小腸機能障害	18歳未満 (37)														
	18歳以上 (38)														
免疫機能障害	18歳未満 (39)														
	18歳以上 (40)														
計	18歳未満 (41)														
	18歳以上 (42)														

(福祉行政報告例)

第16 身体障害者の更生援護

(障害者自立支援法・身体障害者福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市

1 9 0 0 1 6 0

年

都道府県・指定都市・中核市

平成 19 年度分報告

		取 実 人 員 (1)	相 談 内 容								
			身 体 障 害 者 手 帳 (2)	自 立 支 援 医 療 (更生医療) (3)	補 装 具 (4)	職 業 (5)	在 宅 施 設 (6)	(7)	医 療 保 健 (8)	生 活 (9)	そ の 他 (10)
身 体 障 害 者	視 覚 障 害 (01)										
	聴 覚 ・ 平 衡 障 機 能 障 害 (02)										
	音 声 ・ 言 語 ・ そ しゃく機能障害 (03)										
	肢 体 不 自 由 (04)										
	内 部 障 害 (05)										
	計 (06)										
その他（手帳のない者） の者（18歳未満の者） (07)											

審査要領
(1) ≤ (11)

日本工業規格A列4番

(福祉行政報告例)

第17 身体障害者更生相談所における処理

(障害者自立支援法・身体障害者福祉法)

1	9	0	0	1	7	0			
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--

年

都道府県・指定都市

都道府県
指定都市 名

平成 19 年度分報告

	取 扱 実人員 (1)	相 談 内 容								判 定 内 容					判 定 書 等 交 付 件 数					
		自立支援 医 療 (更生医療)	補装具	身 体 障害者 手 帳	職 業	施 設	生 活	その他	計	医学的 判 定	心理学 的判定	職能的 判 定	その他 の判定	計	自立支援 医 療 (更生医療)	補装具	身 体 障害者 手 帳	障 害 程 度 区 分	その他	計
		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
来 所 (01)																				
巡 回 (02)																				

記入要領

(1)は月毎の実人員の合計数を計上すること。

審査要領

(1)≦(9)+(14)

日本工業規格A列4番

第18 身体障害者・児の補装具費の支給(購入・修理)

(障害者自立支援法)

都道府県
指定都市 名
中核市

1	9	0	0	1	8	0			
年							都道府県・指定都市・中核市		

平成 19 年度分報告

		購入				修理			
		申請件数 (1)	決定件数 (2)	金額		申請件数 (5)	決定件数 (6)	金額	
				障害者自立支援法による公費負担額 (千円) (3)	自己負担額 (千円) (4)			障害者自立支援法による公費負担額 (千円) (7)	自己負担額 (千円) (8)
義肢	義手 (01)								
	義足 (02)								
装具	下肢 (03)								
	靴型 (04)								
	体幹 (05)								
	上肢 (06)								
座位保持装置	姿勢保持機能付き車いす (07)								
	姿勢保持機能付き電動車いす (08)								
	その他 (09)								
盲人安全つえ (10)									
義眼 (11)									
眼鏡	矯正眼鏡 (12)								
	遮光眼鏡 (13)								
	コンタクトレンズ (14)								
	弱視眼鏡 (15)								
補聴器	標準型箱形 (16)								
	標準型耳掛形 (17)								
	高度難聴用箱形 (18)								
	高度難聴用耳掛形 (19)								
	挿耳型(レディメイド) (20)								
	挿耳型(オーダーメイド) (21)								
	骨導型 (22)								
車いす	普通型 (23)								
	リクライニング式普通型 (24)								
	手動リフト式型 (25)								
	前方大車輪型 (26)								
	リクライニング式前方大車輪型 (27)								
	片手駆動型 (28)								
	リクライニング式片手駆動型 (29)								
	手押し型 (30)								
	リクライニング式手押し型 (31)								
	その他 (32)								
電動車いす	普通型 (4.5km/h) (33)								
	普通型 (6km/h) (34)								
	手動兼用型 (35)								
	リクライニング式普通型 (36)								
	電動リクライニング式普通型 (37)								
	電動リフト式普通型 (38)								
	その他 (39)								
座位保持いす (40)									
起立保持具 (41)									
歩行器 (42)									
頭部保持具 (43)									
排便補助具 (44)									
歩行補助つえ (45)									
重度障害者用意思伝達装置 (46)									
計 (47)									

記入要領
1 コンタクトレンズ、補聴器等の様に右と左でそれぞれ1件として交付されるものは、右と左と同時に申請があった場合は「2」と計上すること。
2 (1)<(2)及び(5)<(6)の時は、その理由を欄外に注記すること。

審査要領
1 (2)に計上数があるときは(3)、(4)のいずれかに計上数があること。
2 (6)に計上数があるときは(7)、(8)のいずれかに計上数があること。

第19 自立支援医療（身体障害者の更生医療）

(障害者自立支援法)

都道府県
指定都市 名
中核市

1	9	0	0	1	9	0				
年				都道府県・指定都市・中核市						

平成 19 年度分報告

		給付申請件数 (1)	給付決定件数 (2)	支 払 決 定				レセプト件数		支払決定実人員 (10)
				公 費 負 担 額 (千円)		社会保険負担額 (千円)	老人保健負担額 (千円)	自 己 負 担 額 (千円)	医科	
				医科 (3)	調剤 (4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
入 院	視 覚 障 害 (01)									
	聴 覚・平 衡 機 能 障 害 (02)									
	音 声・言 語・そ し ゃ く 機 能 障 害 (03)									
	肢 体 不 自 由 (04)									
	内 臓 障 害	心 臓 (05)								
		腎 臓 (06)								
		小 腸 (07)								
	免 疫 機 能 障 害 (08)									
	計 (09)									
入 院 外	視 覚 障 害 (10)									
	聴 覚・平 衡 機 能 障 害 (11)									
	音 声・言 語・そ し ゃ く 機 能 障 害 (12)									
	肢 体 不 自 由 (13)									
	内 臓 障 害	心 臓 (14)								
		腎 臓 (15)								
		小 腸 (16)								
	免 疫 機 能 障 害 (17)									
	計 (18)									
訪 問 看 護 (老 人 含 む) (19)										

密査要領
1. 「支払決定」の「金額(3)(4)(5)(6)(7)」のいずれかに金額が計上されているときは、「支払決定実人員(10)」にも数が計上されていること。
2. (1)<(2)の時は、その理由を欄外に注記すること。

第21 自立支援医療（精神障害者・児の精神通院医療）

(障害者自立支援法)

都道府県
指定都市 名
平成 19 年度分報告

1	9	0	0	2	1	0				
年				都道府県・指定都市						

分 類	給付申請件数	給付決定件数	公 費 負 担 額		支 払 決 定			レセプト件数		支払決定実人員
			(千円)		社会保険負担額 (千円)	老人保健負担額 (千円)	自 己 負 担 額 (千円)	医科	調剤	
			医科 (3)	調剤 (4)						
症状性を含む器質性精神障害 F0 (01)										
精神作用物質使用による精神及び 行動の障害 F1 (02)										
統合失調症、統合失調症型障害及 び妄想性障害 F2 (03)										
気 分 障 害 F3 (04)										
神経症性障害、ストレス関連障害 及び身体表現性障害 F4 (05)										
生理的障害及び身体的要因に関 連した行動症候群 F5 (06)										
成人の人格及び行動の障害 F6 (07)										
精 神 遅 滞 F7 (08)										
心 理 的 発 達 の 障 害 F8 (09)										
小児期及び青年期に通常発症 する行動及び情緒の障害 F9 (10)										
て ん か ん G40 (11)										
そ の 他 の 精 神 障 害 F99 (12)										
計 (13)										

審査要領
1.「支払決定(3)(4)(5)(6)(7)」のいずれかに金額が計上されているときは、「支払決定実人員(10)」にも数が計上されていること。
2.「給付申請件数(1)」より「給付決定件数(2)」が大きい場合は注記すること。

第21の2 自立支援医療における所得区分の状況

(障害者自立支援法)

都道府県
指定都市 名
中核市
平成 19 年度分報告

1	9	0	0	2	1	2			
年							都道府県・指定都市・中核市		

医療費区分	支 払 決 定							
	生 活 保 護 (件数)	低 所 得 1 (件数)	低 所 得 2 (件数)	中 間 所 得 (件数)		重度かつ継続 (中間所得1) (件数)	重度かつ継続 (中間所得2) (件数)	重度かつ継続 (一定所得以上) (件数)
	(1)	(2)	(3)	(4)		(5)	(6)	(7)
育 成 医 療 (01)				I	II			
更 生 医 療 (02)								
精 神 通 院 医 療 (03)								
合 計 (04)								

審査要領
給付決定件数(1)～(7)について、(01)～(03)の合計が(04)となるように計上されていること。

(福祉行政報告例)

第22 未熟児の養育医療及び結核児童の療育の給付

(児童福祉法・母子保健法)

都道府県
指定都市 名
中核市

1	9	0	0	2	2	0			
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--

年

都道府県・指定都市・中核市

平成 19 年度分報告

		給付申請件数	給付決定件数	費用額			支払決定実人員	
				公費負担額		社会保険・結核予防法による負担額 (千円) (5)		自己負担額 (千円) (6)
				委託報酬による支払決定額 (千円) (3)	その他による支払決定額 (千円) (4)			
養育医療 (01)		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
療育の 給付	骨関節結核 (02)							
	骨関節結核以外の結核 (03)							

記入要領

- (1)<(2)の時は、その理由を欄外に注記すること。
- 「療育の給付」欄で(4)に計上数がなく、(7)に計上数があるときは、その理由を欄外に注記すること。

審査要領

- (3)、(4)、(5)、(6)のいずれかに計上数があるときは(7)にも計上数があること。
- (6)の養育医療(01) $\leq$ (3)+(4)
- (6)の療育の給付((02)、(03)) $\leq$ (3)+(4)
- 療育の給付の(7)に計上数があるときは(4)にも計上数があること。

日本工業規格A列4番

第22の2 自立支援医療（身体障害児童の育成医療）

(障害者自立支援法)

都道府県
指定都市 名
中核市

1 9 0 0 2 2 2

年

都道府県・指定都市・中核市

平成 19 年度分報告

		給付申請件数 (1)	給付決定件数 (2)	支 払 決 定		公費負担額(千円)	社会保険負担額 (千円) (5)	自 己 負 担 額 (千円) (6)	レセプト件数		支払決定実人員 (9)	
				医科 (3)	調剤 (4)				医科 (7)	調剤 (8)		
入 院	視 覚 障 害 (01)											
	聴 覚・平 衡 機 能 障 害 (02)											
	音声・言語・そしゃく機能障害 (03)											
	肢 体 不 自 由 (04)											
	内 臓 障 害	心 臓 (05)										
		腎 臓 (06)										
		小 腸 (07)										
		そ の 他 (08)										
	免 疫 機 能 障 害 (09)											
	計 (10)											
入 院 外	視 覚 障 害 (11)											
	聴 覚・平 衡 機 能 障 害 (12)											
	音声・言語・そしゃく機能障害 (13)											
	肢 体 不 自 由 (14)											
	内 臓 障 害	心 臓 (15)										
		腎 臓 (16)										
		小 腸 (17)										
		そ の 他 (18)										
	免 疫 機 能 障 害 (19)											
	計 (20)											
訪 問 看 護 (21)												

審査要領

- 1 「支払決定(3)・(4)・(5)・(6)」のいずれかに計上数があるときは「支払決定実人員(9)」にも計上数があること。
- 2 (1)<(2)の時は、その理由を欄外に注記すること。

日本工業規格A列4番

第25 障害児福祉手当等の認定及び受給資格者異動状況

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び国民年金法等の一部を改正する法律)

2

5

0

年 月 都 道 府 県

都道府県 名

平成 年 月分報告

	前月末現在 未処理件数 (1)	認定請求書 受付件数 (月中) (2)	受給資格認定件数(月中)		却下件数 (月中) (5)	月末現在 未処理件数 (6)
			受給者 (3)	支給停止者 (4)		
障害児福祉手当 (01)						
特別障害者手当 (02)						

			前 月 末 現 在 数 (1)	月 中 の 異 動										月 末 現 在 数 (13)		
				新 規 認 定 (2)	支 給 停 止 解 除 (3)	他 の 区 域 か ら 実 施 機 関 が 管 轄 す る (4)	受 給 資 格 喪 失								支 給 停 止 に な っ た (11)	他 の 区 域 へ 転 出 し た 実 施 機 関 が 管 轄 す る (12)
							第1条第1項若しくは第2項別表第2欄に掲げる状態になった (5)	第6条第3項に定める給付を受けるようになつた (6)	第17条第2号若しくは第26条第1号規則第14条各号改正第2条第2号に定め入所した (7)	第2条第1号各号又は第2号各号に定め入所した (8)	受給者が死亡した (9)	その他 (10)	計 (11)			
障害児福祉手当	受 給 者 数 (03)															
	支給停止者数	本 人 所 得 (04)														
		扶養義務者等所得 (05)														
特別障害者手当	受 給 者 数 (06)															
	支給停止者数	本 人 所 得 (07)														
		扶養義務者等所得 (08)														
福祉手当 (経過措置分)	受 給 者 数 (09)															
	支給停止者数	本 人 所 得 (10)														
		扶養義務者等所得 (11)														

審査要領
上 表

- 1 (1) = 「前月分報告の(6)」
- 2 (6) = (1) + (2) - (3) - (4) - (5)
- 3 (3) = 「下表の(2)の受給者数」
- 4 (4) = 「下表の(2)の支給停止者数(「本人所得」+「扶養義務者等所得」)」

下 表

- 5 (1) = 「前月分報告の(13)」
- 6 「(3)の受給者数」 = (1) + (2) + (3) + (4) - (10) - (11) - (12)
- 7 「(3)の支給停止者数(「本人所得」、「扶養義務者等所得」)」 = (1) + (2) - (3) + (4) - (10) + (11) - (12)
- 8 「(3)の受給者数」 = 「(3)の支給停止者数(「本人所得」+「扶養義務者等所得」)」
- 9 「(11)の受給者数」 = 「(11)の支給停止者数(「本人所得」+「扶養義務者等所得」)」

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)

平成 年 月分報告

前 未 月 処 理 件 数 (1)	在 件 数 (2)	受給資格認定件数(月中)		却 下 件 数 (5)	月 未 月 末 現 在 件 数 (6)	現況・所得状況届受付件数(月中)	
		受 給 者 (3)	支 給 停 止 者 (4)			受 給 者 (7)	支 給 停 止 者 (8)

[illegible]

1 (1) = 「前月分報告の(6)」
2 (6) = (1) + (2) - (3) - (4) - (5)
3 (3) = 「下表の表頭(2)の表側(01)」
4 (4) = 「下表の表頭(2)の表側(14) + (15)」

6	表頭(6)の表側	(01) = (1)+(2)+(3)+(4)-(10)-(11)-(12)
7	"	(02) ~ (13) = (1)+(2)+(3)+(4)-(10)-(11)-(12)+(13)-(14)+(15)
8	"	(14) · (15) = (1)+(2)-(3)+(4)-(10)+(11)-(12)
9	"	(16) · (17) = (1)+(2)-(3)+(4)-(10)+(11)-(12)+(13)-(14)+(15)
10	表頭(3)の表側	(01) = 表頭(3)の表側 (14) + (15)
11	"	(12) = " (16)
12	"	(13) = " (17)
13	表頭(1)の表側	(01) = 表頭(1)の表側 (14) + (15)

```

14 表頭(1)の表側(12) = 表頭(11)の表側(16)
15      "      (13) =      "      (17)
16 表側 (01) = 0のとき「表側(12) + (13)」= 0
17 表側 (01) ≥ 1のとき表側(01) ≤ 「表側(12) + (13)」
18 表側 (14) + (15) = 0のとき「表側(16) + (17)」= 0
19 表側 (14) + (15) ≥ 1のとき「表側(14) + (15)」≤ 「表側(16) + (17)」
20 表頭(5)の表側(12) + (13) = 0
21      "      (16) + (17) = 0

```


(福祉行政報告例)

第27 知的障害者更生相談所における処理

(知的障害者福祉法)

都道府県
指定都市 名

平成 19 年度分報告

1	9	0	0	2	7	0				
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

年 都道府県・指定都市

	取 扱 実人員	相 談 内 容									判 定 内 容					判 定 書 等 交 付 件 数			
		施 設	職 親 委 託	職 業	医 療 保 健	生 活	教 育	療 育 手 帳	その他	計	医学的 判 定	心理学 的判定	職能的 判 定	その他 の判定	計	障害 程度 区分	療 育 手 帳	その他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
来 所 (01)																			
巡 回 (02)																			

日本工業規格A列4番

記入要領

(1)は月毎の実人員の合計数を計上すること。

審査要領

(1)≦(10)+(15)

(福祉行政報告例)

第28 市町村における知的障害者相談 (知的障害者福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市

平成 19 年度分報告

1	9	0	0	2	8	0				
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

年 都道府県・指定都市・中核市

相談実人員 (1)	相談内容									
	療育手帳	職親委託	職業	居宅	施設	医療保健	生活	教育	その他	計
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)

日本工業規格A列4番

記入要領

(1)は月毎の実人員の合計数を計上すること。

審査要領

(1)≤(11)

(福祉行政報告例)

第30 職親・職親に委託されている知的障害者
(知的障害者福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市
平成 19 年度分報告

1	9	0	0	3	0	0			
年				都道府県・指定都市・中核市					

	前年度末現在 (1)	新規（年度中） (2)	取消（年度中） (3)	年度末現在 (4)
登録職親数 (01)				
知的障害者が委託されて いる職親数 (02)				

	年度末現在委託知的障害者数		
	同居 (1)	通勤 (2)	計 (3)
男 (03)			
女 (04)			

日本工業規格A列4番

審査要領
上表
1 (1)＝「前年度分報告の(4)」
2 (4)＝(1)＋(2)－(3)

(福祉行政報告例)

第31 療育手帳交付台帳登載数

(知的障害者福祉法)

都道府県 名
指定都市

平成 19 年度分報告

1 9 0 0 3 1 0
年 都道府県・指定都市

		前年度末現在 (1)	新規交付 (年度中) (2)	転入 (年度中) (3)	転出・返還 (年度中) (4)	変 更 (年度中)		年 度 末 現 在 (7)
						18歳に達した場合 (5)	障 害 程 度 (6)	
A (重 度)	18 歳 未 満 (01)							
	18 歳 以 上 (02)							
B (中 軽 度)	18 歳 未 満 (03)							
	18 歳 以 上 (04)							
計 (05)								

日本工業規格A列4番

記入要領

- (5)、(6)欄は「+」「-」で計上すること。
- 本年度中に18歳に達し、かつ、障害程度に変更があった場合は、まず「18歳に達した場合(5)」で年齢の変更を処理し、次いで「障害程度(6)」で障害程度の変更を処理すること。
また、障害程度に変更があり、かつ、18歳に達した場合は、まず「障害程度(6)」で障害の変更を処理し、次いで「18歳に達した場合(5)」で年齢の変更を処理すること。

審査要領

- (1)＝「前年度分報告の(7)」
- (7)＝(1)＋(2)＋(3)－(4)＋(5)＋(6)
- (5)のA、Bの各欄 18歳未満＋18歳以上＝0
- (6)のA(重度)の18歳未満(01)＋B(中軽度)の18歳未満(03)＝0
- (6)のA(重度)の18歳以上(02)＋B(中軽度)の18歳以上(04)＝0

(福祉行政報告例)

第32 老人ホーム・在 所 者

(老人福祉法等)

都道府県
指定都市 名
中核市

1 9 0 0 3 2 0

年

都道府県・指定都市・中核市

平成 19 年度分報告

		施設数 (1)	定員 (2)	入所者数(年度中)		退所者数(年度中)		年度末現在員数			
				被措置者 (3)	その他 (4)	被措置者 (5)	その他 (6)	被措置者			その他 (10)
								管内分 (7)	管外に委託分 (8)	計 (9)	
養護老人ホーム	公立(01)										
	私立(02)										
特別養護老人ホーム	公立(03)										
	私立(04)										
軽費老人ホーム (A型)	公立(05)										
	私立(06)										
軽費老人ホーム (B型)	公立(07)										
	私立(08)										
軽費老人ホーム (ケアハウス)	公立(09)										
	私立(10)										
生活支援ハウス(11)											

日本工業規格A列4番

記入要領

(1)、(2)が前年度分報告と異なるときは、その理由を欄外に注記すること。

審査要領

- (9)＝「前年度分報告の(9)」＋(3)－(5)
- (10)＝「前年度分報告の(10)」＋(4)－(6)
- (7)に計上数があるときは(1)、(2)にも計上数があること。

- 1 (1)の計＝「前年度分報告の第32の(9)の養護老人ホームの(公立(01)＋私立(02))」
2 (1)の計＝(2)の計＝(3)の計

(福祉行政報告例)

第34 訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護 (被措置者分)

(老人福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市

1 9 0 0 3 4 0

年

都道府県・指定都市・中核市

平成 19 年度分報告

訪 問 介 護			通 所 介 護			短 期 入 所 生 活 介 護				
派 遣 対 象 世 帯 数 (年 度 末 現 在)			実 施 市 町 村 数 (年度末現在)	利 用 人 員 (年 度 中)		実 施 市 町 村 数 (年度末現在)	実 施 施 設 数 (年度末現在)	利 用 人 員 (年 度 中)		延 日 数 (年 度 中)
老 人 世 帯	老 人 の い る 世 帯	そ の 他 世 帯		実 人 員	延 人 員			実 人 員	延 人 員	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)

日本工業規格A列4番

審査要領

- 1 (5) ≤ (6)
- 2 (4) ≥ 1 のとき (5)、(6) のいずれも ≥ 1
- 3 (9) ≤ (10) ≤ (11)
- 4 (7) ≥ 1 のとき (8)、(9)、(10)、(11) のいずれも ≥ 1

(福祉行政報告例)

第35 老人クラブ・会員数

(老人福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市

平成 19 年度分報告

1	9	0	0	3	5	0				
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

年

都道府県・指定都市・中核市

適 正 ク ラ ブ (年 度 末 現 在)		そ の 他 の ク ラ ブ (年 度 末 現 在)		郡 ・ 市 ・ 町 村 老 人 ク ラ ブ 連 合 会 数 (年 度 末 現 在)		
ク ラ ブ 数 (1)	会 員 数 (2)	ク ラ ブ 数 (3)	会 員 数 (4)	郡 部 (5)	市 部 (6)	町 村 部 (7)

日本工業規格A列4番

(福祉行政報告例)

第36 婦人相談所及び婦人相談員の経路別受付

(売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

1	9	0	0	3	6	0					
年				都 道 府 県							

都道府県 名

平成 19 年度分報告

[illegible]

日本工業規格A列4番

記入要領

他の婦人相談所にいる婦人相談員から送られたものについては、「他の婦人相談員」に計上すること。

(福祉行政報告例)

第37 婦人相談所及び婦人相談員の処理状況

(売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

1 9 0 0 3 7 0

年 都 道 府 県

都道府県 名

平成 19 年度分報告

			処 理 済 実 人 員 (年 度 中)										指 導 延 件 数 (年度中)	訪 問 調 査 指 導 件 数 (再掲)	年 度 末 現 在 未 処 理 人 員	
			婦 人 入 保 護 施 設 所 (1)	就 自 職 営 (2)	結 婚 (3)	家 庭 へ 送 還 (4)	福 祉 事 務 所 へ 送 付 (5)	婦 人 相 談 所 へ 移 送 (6)	他 府 県 相 談 所 へ 移 送 (7)	相 談 所 へ 移 送 (8)	関 係 機 関 へ 移 送 (9)	助 言 ・ 指 導 の み (10)	そ の 他 (11)	計 (12)	一 時 保 護 (13)	そ の 他 (14)
都 道 府 県	婦 人 相 談 所	婦 人 相 談 員 (01)														
		そ の 他 の 職 員 (02)														
	婦 人 相 談 所 以 外 の 事 務 所 の 婦 人 相 談 員 (03)															
	市 の 婦 人 相 談 員 (04)															

婦人相談所の一時保護決定延人員 (年度中)	要保護女子・暴力被害女性	(05)	
	委託を行った延人員	(06)	
	同 伴 し た 家 族	(07)	
	委託を行った延人員	(08)	

日本工業規格A列4番

審査要領
(上表(01)+(02)+(03)+(04))欄について、
(04)+(05)＝「前年度分報告の(04)+(05)」＋「第36の(04)の新規＋再来」－(01)

(福祉行政報告例)

第38 婦人保護施設入退所者の状況

(売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

都道府県 名

平成 19 年度分報告

1 9 0 0 3 8 0

年 都 道 府 県

入 所 人 員 (年度中) (1)	理 由 別 退 所 人 員 (年 度 中)							入 所 延 人 員 (年度中) (10)	職業訓練の状況(年度中)	
	就 自 職 営 (2)	帰 宅 ・ 帰 郷 (3)	結 婚 (4)	そ 関 施 の 係 設 他 機 へ の 関 移 の 送 (5)	無 断 退 所 (6)	そ の 他 (7)	計 (8)		施 設 内 訓 練 (11)	施 設 外 訓 練 (12)

要保護女子・暴力被害
女性が同伴した家族
(年度中)

記入要領

(10)には本年度中に入所した延日数を計上すること。

審査要領

(9)＝「前年度分報告の(9)」＋(1)－(8)

日本工業規格A列4番

(福祉行政報告例)

第39 民生委員（児童委員）の推薦状況

(民生委員法)

都道府県
指定都市 名
中核市

平成 19 年度分報告

1	9	0	0	3	9	0			
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--

年

都道府県・指定都市・中核市

		定数 (1)	前年度末 現在数 (2)	推薦数 (3)	解嘱事由報告数				年度末 現在数 (8)
					死亡 (4)	傷病 (5)	その他 (6)	計 (7)	
民生委員数	男 (01)								
	女 (02)								
(再掲) 主任児童委員数	男 (03)								
	女 (04)								

日本工業規格A列4番

記入要領

解嘱理由が任期満了のときは(6)に計上すること

審査要領

- (2) = 「前年度分報告の(8)」
- (8) = (2) + (3) - (7)

第40 民生委員（児童委員）の活動状況

(民生委員法・児童福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市

1 9 0 0 4 0 0

平成 19 年度分報告

	内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数 (年 度 中)															分野別相談・支援件数 (年 度 中)				
	在 宅 福 祉 (1)	介 護 保 険 (2)	健 康 ・ 保 健 医 療 (3)	子 育 て ・ 母 子 保 健 (4)	子 ど も の 地 域 生 活 (5)	学 校 生 活 ・ 子 ど も の 教 育 ・ 活 動 (6)	生 活 費 (7)	年 金 ・ 保 険 (8)	仕 事 (9)	家 族 関 係 (10)	住 居 (11)	生 活 環 境 (12)	日 常 的 な 支 援 (13)	そ の 他 (14)	計 (15)	高 齢 者 に 関 す る こ と (16)	障 害 者 に 関 す る こ と (17)	子 ど も に 関 す る こ と (18)	そ の 他 (19)	計 (20)
民 生 委 員 (01)																				
(再掲) 主任児童委員 (02)																				

	そ の 他 の 活 動 件 数 (年 度 中)						訪問回数		連絡調整数		活 動 日 数 (11)
	調 査 ・ 実 態 把 握 (1)	会 議 へ の 参 加 協 力 (2)	地 域 主 体 活 動 ・ 動 向 (3)	民 児 協 運 営 ・ 研 修 (4)	証 明 事 務 (5)	発 見 の 通 告 ・ 仲 介 の 要 求 保 護 児 童 の 数 (6)	訪 問 ・ 連 絡 活 動 (7)	そ の 他 (8)	委 員 相 互 (9)	そ の 他 の 関 係 機 関 (10)	
民 生 委 員 (01)											
(再掲) 主任児童委員 (02)											

審査要領
(15) = (20)
(01) ≥ (02)

(福祉行政報告例)

第41 社会福祉法人数・認可件数

(社会福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市

平成 19 年度分報告

1	9	0	0	4	1	0			
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--

年

都道府県・指定都市・中核市

		社会福祉協議会 (1)	共同募金会 (2)	社会福祉事業団 (3)	施設経営法人 (4)	その他 (5)	計 (6)
社会福祉法人数 (01) (年度末現在)							
認可 件数 (年度中)	設立認可件数 (02)						
	解散認可(認定)件数 (03)						
	合併認可件数 (04)						

日本工業規格A列4番

記入要領

2以上の都道府県の区域にわたり事業を行っている法人(厚生労働大臣及び地方厚生局長所轄分)及び休眠中の法人については計上しないこと。

審査要領

(01) ≡ 「前年度分報告の(01)」 + (02) - (03) - (04)

第42 社会福祉法人等に対する指導・監督

(社会福祉法等)

都道府県
指定都市 名
中核市

平成 19 年度分報告

1 9 0 0 4 2 0

年 都道府県・指定都市・中核市
(社会福祉法人に対する指導)

社会福祉法による社会福祉法人に対する指導 (他法において準用する場合を含む) (01)	指導の状況										
	報告徴収	立入検査	措置命令	業務停止命令	役員解職勧告	解散命令	公益事業又は収益事業の停止の命令	報告徴収	予算変更勧告	役員解職勧告	財産返還命令
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
								()	()	()	()

(施設又は事業に対する指導)

根拠法	施設(事業)種別	指導の状況								
		報告徴収	立入検査	管理規定の変更の命令	事業の制限の命令	施設の設備又は運営の改善の勧告	施設の設備又は運営の改善の命令	事業の停止の命令	事業の廃止の命令	認可(許可)の取消
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
生活保護法	保護施設 (02)									
老人福祉法	老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センター (03)									
	養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム (04)									
身体障害者福祉法	身体障害者居宅生活支援事業等 (05)									
	身体障害者更生援護施設 (06)									
児童福祉法	児童居宅生活支援事業 (07)									
	児童福祉施設 (08)									
知的障害者福祉法	知的障害者居宅生活支援事業等 (09)									
社会福祉法	身体障害者更生援護施設 (10)									
	知的障害者援護施設 (11)									
	その他の社会福祉施設等 (12)									
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者社会復帰施設 (13)									

第43 児童相談所経路別児童受付

(児童福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市

1	9	0	0	4	3	0			
年 都道府県・指定都市・中核市									

平成 19 年度分報告

		都道府県・指定都市・中核市				市町村				児童福祉施設・指定医療機関				警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等		
		児童相談所 (1)	福祉事務所 (2)	保健センター (3)	その他 (4)	福祉事務所 (5)	児童委員 (6)	保健センター (7)	その他 (8)	保育所 (9)	児童福祉施設 (10)	指定医療機関 (11)	児童家庭支援センター (12)			保健所 (15)	医療機関 (16)	幼稚園 (17)	学校 (18)	教育委員会等 (19)
児童相談所	男 (01)																			
	女 (02)																			
市町村	男 (03)																			
	女 (04)																			

		里親 (20)	児童委員 (通告の仲介を含む) (21)	家族 親戚 (22)	近隣 知人 (23)	見本人 (24)	その他 (25)	計 (26)	(再掲)			
									措置 変更 (27)	期間 延長 (28)	巡回 相談 (29)	電話 相談 (30)
児童相談所	男 (01)											
	女 (02)											
市町村	男 (03)											
	女 (04)											

審査要領

- 1 (27) ≤ (26)
- 2 (28) ≤ (26)
- 3 (29) ≤ (26)
- 4 (30) ≤ (26)

第44 児童相談種別別児童受付

(児童福祉法)

都道府県
指定都市
中核市 名

1 9 0 0 4 4 0

年

都道府県・指定都市・中核市

平成 19 年度分報告

		養護相談		保健相談	障害相談					非行相談		育成相談				その他の相談	計	(再掲)		
		児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	自閉症等相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談			育児・しつけ相談	いじめ相談	児童被害相談等
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
児童相談所	0 歳 (01)																			
	1 歳 (02)																			
	2 歳 (03)																			
	3 歳 (04)																			
	4 歳 (05)																			
	5 歳 (06)																			
	6 歳 (07)																			
	7 歳 (08)																			
	8 歳 (09)																			
	9 歳 (10)																			
	10 歳 (11)																			
	11 歳 (12)																			
	12 歳 (13)																			
	13 歳 (14)																			
	14 歳 (15)																			
	15 歳 (16)																			
	16 歳 (17)																			
	17 歳 (18)																			
	18 歳以上 (19)																			
	計 (20)																			
市町村	0 歳 (21)																			
	1 歳 (22)																			
	2 歳 (23)																			
	3 歳 (24)																			
	4 歳 (25)																			
	5 歳 (26)																			
	6 歳 (27)																			
	7 歳 (28)																			
	8 歳 (29)																			
	9 歳 (30)																			
	10 歳 (31)																			
	11 歳 (32)																			
	12 歳 (33)																			
	13 歳 (34)																			
	14 歳 (35)																			
	15 歳 (36)																			
	16 歳 (37)																			
	17 歳 (38)																			
	18 歳以上 (39)																			
	計 (40)																			
児童相談所	1歳6ヶ月児精神発達精密健康診査 (再掲) (41)																			
	3歳児精神発達精密健康診査 (再掲) (42)																			
児童相談所	特別児童扶養手当支給にかかる判定相談 (17)の再掲 (43)																			
	里親、養親希望に関する相談 (44)																			

審査要領
「(17)の計 (20)」≡「第43の (20)の男 (01) + 女 (02)」
「(17)の計 (40)」≡「第43の (20)の男 (03) + 女 (04)」

日本工業規格A列3番

第45 児童相談種類別対応件数

(児童福祉法)

都道府県市名
都指 道定 府都 県市 中核 市

平成 19 年度分報告

1900450

年

都道府県指定都市・中核市

			対 応 件 数 (年 度 中)																				未 対 応 件 数 (年 度 末 現 在)	施 設 入 所 待 機 (再 掲)	
			面接指導			児 童 福 祉 司 指 導 (4)	児 童 委 員 指 導 (5)	指 導 ・ 指 導 委 員 指 導 委 員 指 導 (6)	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知 (7)	児 童 相 談 所 送 致 (8)	社 会 福 祉 主 事 指 導 ・ 知 的 障 害 者 福 祉 司 (9)	係 る 都 道 府 県 知 事 へ の 報 告 又 は 母 子 保 護 の 実 施 に 関 する 報 告 (10)	訓 戒 ・ 誓 約 (11)	児童福祉施設		指 定 医 療 機 関 委 託 (15)	里 親 委 託 (16)	よ る 家 庭 裁 判 所 送 致 法 第 2 7 条 第 1 項 第 4 号 に よ る (17)	障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約 (18)	そ の 他 (19)	計 (20)	施 設 入 所 待 機 (再 掲) (21)			
			助 言 指 導 (1)	継 続 指 導 (2)	他 機 関 あ っ せ ん (3)									入 所 (12)	通 所 (14)										
																									法 第 2 7 条 の 3 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致 (13)
児 童 相 談 所	養 護 相 談	児 童 虐 待 相 談 (01)																							
		そ の 他 の 相 談 (02)																							
	保 健 相 談	保 健 相 談 (03)																							
		障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談 (04)																						
	視 聴 覚 障 害 相 談 (05)																								
	言 語 発 達 障 害 等 相 談 (06)																								
	重 症 心 身 障 害 相 談 (07)																								
	知 的 障 害 相 談 (08)																								
	非 行 相 談	自 閉 症 等 相 談 (09)																							
		ぐ 犯 行 為 等 相 談 (10)																							
	育 成 相 談	触 法 行 為 等 相 談 (11)																							
		性 格 行 動 相 談 (12)																							
		不 登 校 相 談 (13)																							
		適 性 相 談 (14)																							
	そ の 他 の 相 談 (15)																								
	計 (16)																								
	市 町 村	養 護 相 談	児 童 虐 待 相 談 (18)																						
そ の 他 の 相 談 (19)																									
保 健 相 談		保 健 相 談 (20)																							
		障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談 (21)																						
視 聴 覚 障 害 相 談 (22)																									
言 語 発 達 障 害 等 相 談 (23)																									
重 症 心 身 障 害 相 談 (24)																									
知 的 障 害 相 談 (25)																									
非 行 相 談		自 閉 症 等 相 談 (26)																							
		ぐ 犯 行 為 等 相 談 (27)																							
育 成 相 談		触 法 行 為 等 相 談 (28)																							
		性 格 行 動 相 談 (29)																							
		不 登 校 相 談 (30)																							
		適 性 相 談 (31)																							
そ の 他 の 相 談 (32)																									
計 (33)																									
児 童 相 談 所		再 掲	い じ め 相 談 (35)																						
	児 童 買 春 等 被 害 相 談 (36)																								
市 町 村	再 掲	い じ め 相 談 (37)																							
		児 童 買 春 等 被 害 相 談 (38)																							

都道府県
指定都市 名
中核市

年

都道府県・指定都市・中核市

平成 19 年度分報告

	措 置 停 止 (1)	調 查 · 診 斷 · 指 導 (2)
兒 童 福 祉 施 設 (01)		
指 定 医 療 機 関 身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設 知 的 障 害 者 援 護 施 設 (02)		
里 親 (03)		

	相 談 種 類					
	養 護		障 害 (3)	非 行 (4)	育 成 (5)	保健・その他 (6)
	児 童 虐 待 (1)	そ の 他 (2)				
家 庭 復 帰 (04)						
社 会 的 自 立 (05)						
そ の 他 (06)						

第47 一 時 保 護 児 童

(児童福祉法)

都道府県
指定都市 名
中 核 市
平成 19 年度分報告

1900470

年

都道府県・指定都市・中核市

(所内保護分)

		前年度末 継続保護	受 付 (年度中)				対 応 (年度中)								年度末継続保護
			0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所・機関に移送	家庭裁判所送致	帰 宅	そ の 他	計	延 日 数	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
養 護	児 童 虐 待 (01)														
	そ の 他 (02)														
障 害 (03)															
非 行 (04)															
育 成 (05)															
保 健・そ の 他 (06)															
計 (07)															
延 日 数 (08)															

(委託保護分)

		前年度末 継続委託保 護	委 託 (年度中)				委託解除 (年度中)										年 度 末 継 続 保 護	対 応 (年度中)							
			0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	警 察 等	児童福祉施設					里 親	そ の 他	計	延 日 数		児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所・機関に移送	家庭裁判所送致	帰 宅	そ の 他	計	
								児童養護施設	乳 児 院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	障害児関係施設													そ の 施 設
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)
養 護	児 童 虐 待 (09)																								
	そ の 他 (10)																								
障 害 (11)																									
非 行 (12)																									
育 成 (13)																									
保 健・そ の 他 (14)																									
計 (15)																									
延 日 数 (16)																									

日本工業規格A列3番

日本工業規格A列3番

審査要領

上表

- 1 (1)=前年度分報告の(14)
- 2 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)=(12)+(4)
- 3 (6),(7),(8),(9),(10),(11),(12)の計(07)≤それぞれの延日数(08)
- 4 (12)≤(13)
- 5 延日数(13)の計(07)=計(12)の延日数(08)

下表

- 1 (1)=前年度分報告の(17)
- 2 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)=(15)+(17)
- 3 (6),(7),(8),(9),(10),(11),(12),(13),(14),(15)の計(15)≤それぞれの延日数(16)
- 4 (15)≤(16)
- 5 延日数(16)の計(15)=計(15)の延日数(16)
- 6 (15)=(24)

第48 児童相談所における調査・診断及び 心理療法・カウンセリング等 (児童福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市

1 9 0 0 4 8 0

平成 19 年度分報告

	調査・社会診断指導 (1)	医 学 的 診 断 指 導			心 理 診 断 指 導					その他の診断指導 (10)	心理療法・カウンセリング等			
		診 察 ・ 指 導 (2)	医 学 的 検 査 (3)	そ の 他 (4)	知 能 検 査 (5)	発 達 検 査 (6)	人 格 検 査 (7)	そ の 他 の 検 査 (8)	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導 (9)		医 師 (11)	児 童 心 理 司 等 (12)	児 童 福 祉 司 等 (13)	そ の 他 の 所 員 (14)
児 童 (01)														
(再掲) 児童虐待 (02)														
(再掲) 非 行 (03)														
保 護 者 (04)														
(再掲) 児童虐待 (05)														
(再掲) 非 行 (06)														
そ の 他 (07)														
(再掲) 児童虐待 (08)														
(再掲) 非 行 (09)														
計 (10)														
(再掲) 児童虐待 (11)														
(再掲) 非 行 (12)														

審査要領

- 1 (10)=(01)+(04)+(07)
- 2 (11)=(02)+(05)+(08)
- 3 (12)=(03)+(06)+(09)

第49 児童相談所における養護相談の理由別対応件数

(児童福祉法)

都道府県名
指定都市
中核市

平成 19 年度分報告

1	9	0	0	4	9	0			
都道府県・指定都市・中核市									

1 (養護相談の理由)

	家出 (失踪を含む) (1)	死亡 (2)	離婚 (3)	傷病 (入院を含む) (4)	家 族 環 境 虐待 (5)	その他 (6)	その他 (7)	計 (8)
児童福祉施設に入所 (01)								
里 親 委 託 (02)								
面 接 指 導 (03)								
そ の 他 (04)								

「虐待(5)」の再掲

(1) (「児童福祉施設に入所(01)」の内訳)

	児 童 養 護 施 設 (1)	乳 児 院 (2)	児童自立 支援施設 (3)	情緒障害児 短期治療 施設 (4)	そ の 他 (5)	計 (6)
児童福祉施設に入所 (05)						

(2) (虐待相談の相談種別・経路)

	都道府県・指定都市・中核市			市町村			児童福祉施設・指定医療機関			児童支援センター 家庭1 (11)	警察 等 (12)	家庭裁判所 (13)	保健所及び医療機関		学校等			里親 (19)	児童 (通告の 仲介を含む) 委員 (20)	家族						親戚 (27)	近隣・知人 (28)	児童本人 (29)	その他 (30)	
	福祉事務所 (1)	保健センター (2)	その他 (3)	福祉事務所 (4)	児童委員 (5)	保健センター (6)	その他 (7)	保育所 (8)	児童福祉施設 (9)				指定医療機関 (10)	保健所 (14)	医療機関 (15)	幼稚園 (16)	学校 (17)			教育委員会等 (18)	虐待者本人			虐待者以外						
																					父親 (21)	母親 (22)	その他 (23)	父親 (24)	母親 (25)					その他 (26)
身体的虐待(06)																														
性的虐待(07)																														
心理的虐待(08)																														
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)(09)																														
計(10)																														

(3) (虐待相談の主な虐待者)

	実 父 (1)	実父以外 の 父 親 (2)	実 母 (3)	実母以外 の 母 親 (4)	そ の 他 (5)	計 (6)
相 談 件 数 (11)						

(4) (被虐待者の年齢・相談種別)

	身 体 的 虐 待 (1)	性 的 虐 待 (2)	心 理 的 虐 待 (3)	保 護 の 怠 慢 ・ 拒 否 (ネグレクト) (4)	計 (5)
0 ～ 3 歳 未 満 (12)					
3 ～ 学 齢 前 児 童 (13)					
小 学 生 (14)					
中 学 生 (15)					
高 校 生 ・ そ の 他 (16)					
計 (17)					

(5) (立入調査・警察官の同行)

	立入調査 (1)	警察官の 同 行 (2)
件 数 (18)		

(6) (安全確認を行った者)

	児 童 相 談 所 (1)	都道府県・指定都市・中核市			市町村				児童福祉施設		警 察 等 (11)	保 健 所 (12)	医 療 機 関 (13)	学 校 等		家 族 (16)	親 戚 (17)	近 隣 ・ 知 人 (18)	そ の 他 (19)	計 (20)
		福 祉 事 務 所 (2)	保 健 セ ン タ ー (3)	そ の 他 (4)	福 祉 事 務 所 (5)	児 童 委 員 (6)	保 健 セ ン タ ー (7)	そ の 他 (8)	保 育 所 (9)	そ の 他 (10)				幼 稚 園 (14)	そ の 他 (15)					
件 数 (19)																				

2 (親権・後見人関係)

	法第28条 第1項 第1号・2号 による権限 (1)	親権喪失 宣告の 請求 (2)	後見人 選任の 請求 (3)	後見人 解任の 請求 (4)
請 求 件 数 (20)				
承 認 件 数 (21)				

3 (知事勧告・家庭裁判所勧告関係)

	知事勧告 (1)	家 庭 裁 判 所 勧 告 (2)
件 数 (22)		

審査要領

(養護相談の理由)

- 児童福祉施設に入所(01)の計(8)－虐待(5)
＝「第45の養護相談のその他の相談(02)の(12)＋(14)」
- 児童福祉施設に入所(01)の虐待(5)
＝「第45の養護相談の児童虐待相談(01)の(12)＋(14)」
- 里親委託(02)の計(8)－虐待(5)
＝「第45の養護相談のその他の相談(02)の(16)」
- 里親委託(02)の虐待(5)
＝「第45の養護相談の児童虐待相談(01)の(16)」
- 面接指導(03)の計(8)－虐待(5)
＝「第45の養護相談のその他の相談(02)の(1)＋(2)＋(3)」
- 面接指導(03)の虐待(5)
＝「第45の養護相談の児童虐待相談(01)の(1)＋(2)＋(3)」
- その他(04)の計(8)－虐待(5)
＝「第45の養護相談のその他の相談(02)の計(20)－(1)＋(2)＋(3)＋(12)＋(14)＋(16)」
- その他(04)の虐待(5)
＝「第45の養護相談の児童虐待相談(02)の計(20)－(1)＋(2)＋(3)＋(12)＋(14)＋(16)」
- 虐待(5)の児童福祉施設に入所(01)
＝児童福祉施設に入所(05)の計(6)
- 虐待(5)の合計
≥ 虐待相談の相談種別・経路の総計
≥ 虐待相談の主な虐待者の計(6)
≥ 被虐待者の年齢・相談種別の計(5)の計(17)
≥ 立入調査(1)の件数
≥ 警察官の同行(2)の件数
≥ 安全確認を行った者の計(20)
- 虐待相談の相談種別・経路の総計
＝虐待相談の主な虐待者の計(6)
＝被虐待者の年齢・相談種別の計(5)の計(17)

第49の2 市町村における養護相談の理由別対応件数
(児童福祉法)

1	9	0	0	4	9	2				
年										
都道府県・指定都市・中核市										

(養護相談の理由)

	家出 (失踪を含む) (1)	死亡 (2)	離婚 (3)	傷病 (入院を含む) (4)	家族環境 虐待 (5)	その他 (6)	その他 (7)	計 (8)
面接指導 (01)								
その他 (02)								

「虐待(5)」の再掲

(1) (虐待相談の相談種別・経路)

	都道府県・指定都市・中核市				市町村			児童福祉施設・指定医療機関			警察 等 (11)	保健所及び医療機関		学校等			里 親 (17)	児童 委員 会 (18)	家族・ 親戚 (19)	近隣・ 知人 (20)	児童 本人 (21)	そ の 他 (22)	計 (23)
	児童 相談 所 (1)	福祉 事務 所 (2)	保健 セン ター (3)	そ の 他 (4)	福祉 事務 所 (5)	保健 セン ター (6)	そ の 他 (7)	保 台 所 (8)	児童 福祉 施設 (9)	指定 医療 機関 (10)		保 健 所 (12)	医 療 機 関 (13)	幼 稚 園 (14)	学 校 (15)	教 育 委 員 会 等 (16)							
身体的虐待 (03)																							
性的虐待 (04)																							
心理的虐待 (05)																							
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト) (06)																							
計 (07)																							

(2) (虐待相談の主な虐待者)

	父 (1)	父 以外 (2)	母 (3)	母 以外 (4)	そ の 他 (5)	計 (6)
相談件数 (08)						

(3) (被虐待者の年齢・相談種別)

	身体的虐待 (1)	性的虐待 (2)	心理的虐待 (3)	保護の怠慢・ 拒否 (ネグレクト) (4)	計 (5)
0～3歳未満 (09)					
3～学齢前児童 (10)					
小学生 (11)					
中学生 (12)					
高校生・その他 (13)					
計 (14)					

審査要領

(養護相談の理由)

- 「面接指導(01)」の「虐待(5)」
＝「第45の養護相談の児童虐待相談(18)」の「助言指導(1)」＋「継続指導(2)」
＋「他機関あつせん(3)」
- 「面接指導(01)」の「計(8)」－「虐待(5)」
＝「第45の養護相談のその他の相談(19)」の「助言指導(1)」＋「継続指導(2)」
＋「他機関あつせん(3)」
- 「その他(02)」の「虐待(5)」
＝「第45の養護相談の児童虐待相談(18)」の「計(8)」
－「助言指導(1)」＋「継続指導(2)」＋「他機関あつせん(3)」
- 「その他(02)」の「計(8)」－「虐待(5)」
＝「第45の養護相談のその他の相談(19)」の「計(8)」
－「助言指導(1)」＋「継続指導(2)」＋「他機関あつせん(3)」
- 「虐待(5)の合計」
≥「虐待相談の相談種別・経路の計(07)」
≥「虐待相談の主な虐待者の計(6)」
≥「被虐待者の年齢・相談種別の計(5)の計(14)」
- 「虐待相談の相談種別・経路の計(07)」＝「虐待相談の主な虐待者の計(6)」
＝「被虐待者の年齢・相談種別の計(5)の計(14)」

都道府県
指定都市
中核市

平成 19 年度分報告

第50 児童福祉施設・在所有者

(児童福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市

1 9 0 0 5 0 0

年

都道府県・指定都市・中核市

平成 19 年度分報告

		施設数 (1)	定員 (2)	入所(年度中)		退所(年度中)		年度末在籍	
				措置 人員 (3)	その他 (4)	措置 人員 (5)	その他 (6)	措置 人員 (7)	その他 (8)
乳児院〔人員については短期 入所分を除く〕	公立(01)								
	私立(02)								
児童養護施設	公立(03)								
	私立(04)								
情緒障害児短期治療施設	公立(05)								
	私立(06)								
児童自立支援施設	入所 公立(07)								
	入所 私立(08)								
	通所 公立(09) ()								
	通所 私立(10) ()								
児童館	公立(11)								
	私立(12)								
児童遊園	公立(13)								
	私立(14)								

乳児院(短期入所措置分)	年度中に在籍した実人員	公立(15)	
		私立(16)	
	年度中に在籍した者の延回数	公立(17)	
		私立(18)	
	年度中に在籍した者の延日数	公立(19)	
		私立(20)	

記入要領
(1)、(2)が前年度分報告と異なるときは、その理由を欄外に注記すること。

- 審査要領
- 1 (7)＝「前年度分報告の(7)」＋(3)－(5)

2 (8)＝「前年度分報告の(8)」＋(4)－(6)

3 「(1)の(07)、(08)」≥「(1)の(09)、(10)」

4 (15) ≤ (17) ≤ (19)

5 (16) ≤ (18) ≤ (20)

6 (15)、(17)、(19)のいずれかに数字の計上があるときは、他のいずれにも数字の計上があること。

7 (16)、(18)、(20)のいずれかに数字の計上があるときは、他のいずれにも数字の計上があること。

(福祉行政報告例)

第52 助産施設・母子生活支援施設在所者

(児童福祉法)

1	9	0	0	5	2	0				
年							都道府県・指定都市・中核市			

都道府県	指定都市	名
中核市		
平成 19 年度分報告		

			施設数 (1)	定員 (2)	年 度 中			
					入 所 (3)	私的契約 入 所 (4)	退 所 (5)	私的契約 退 所 (6)
助産施設	公立	(01) 人 員						
	私立	(02)						
母子生活支援施設	公立	世帯数 (03)						
		人 員 (04)						
	私立	世帯数 (05)						
		人 員 (06)						

年 度 末 在 籍	
入 所 (7)	私的契約 (8)

記入要領
(1)、(2)は前年度分報告と異なるときは、その理由を欄外に注記すること。

審査要領
1 (7)＝「前年度分報告の(7)」＋(3)－(5)
2 (8)＝「前年度分報告の(8)」＋(4)－(6)
3 (03)≦(04)
4 (05)≦(06)

日本工業規格A列4番

(福祉行政報告例)

第54 保育所・在所者

(児童福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市

		5	4	0			
年	月	都道府県・指定都市・中核市					

平成 年 月分報告

	初日施設数 (1)	初日定員 (2)	初 日 在 籍		月 途 中				月 末 在 籍	
			入 所 人 員 (3)	私的契約人員 (4)	入 所 人 員 (5)	私 的 契 約 入 所 人 員 (6)	退 所 人 員 (7)	私 的 契 約 退 所 人 員 (8)	入 所 人 員 (9)	私的契約人員 (10)
公立 (01)										
私立 (02)										

	初 日 入 所 人 員 年 齢 階 層				
	0歳 (1)	1・2歳 (2)	3歳 (3)	4歳以上 (4)	計 (5)
公立 (03)					
私立 (04)					

日本工業規格A列4番(19年度分)

記入要領

(1)、(2)が前月分報告と異なるときは、その理由を欄外に注記すること。

審査要領

- (9) = 「前月分報告の(9)」 + (5) - (7)
- (10) = 「前月分報告の(10)」 + (6) - (8)
- 「前月分報告の(9)」 + (5) ≥ (3) ≥ 「前月分報告の(9)」 - (7)
- 「前月分報告の(10)」 + (6) ≥ (4) ≥ 「前月分報告の(10)」 - (8)
- 「上表の(3)の公立(01)」 = 「下表の(5)の公立(03)」
- 「上表の(3)の私立(02)」 = 「下表の(5)の私立(04)」
- 「10月分報告の上表の(3)の私立(02)」 = 「第55の(2)の(01)」

(福祉行政報告例)

第55 私立保育所の費用徴収階層別入所人員 及び運営費

(児童福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市

平成 19 年 10 月分報告

1	9	1	0	5	5	0				
年		月		都道府県・指定都市・中核市						

	第1階層 (1)	第2階層			第3階層			第4階層			第5階層		
		基準額 徴収分 (2)	半額 徴収分 (3)	1/10額 徴収分 (4)	基準額 徴収分 (5)	半額 徴収分 (6)	1/10額 徴収分 (7)	基準額 徴収分 (8)	半額 徴収分 (9)	1/10額 徴収分 (10)	基準額 徴収分 (11)	半額 徴収分 (12)	1/10額 徴収分 (13)
初日入所人員(01)		()	()	()	()	()	()						
月途中入所人員(02)		()	()	()	()	()	()						
月途中退所人員(03)		()	()	()	()	()	()						

	第6階層			第7階層			計 (20)
	基準額 徴収分 (14)	半額 徴収分 (15)	1/10額 徴収分 (16)	基準額 徴収分 (17)	半額 徴収分 (18)	1/10額 徴収分 (19)	
初日入所人員(01)							
月途中入所人員(02)							
月途中退所人員(03)							

運営費	
保育単価による支弁額 (千円)	徴収金基準額による徴収額 (千円)

審査要領

「(20)の初日入所人員(01)」＝「第54の10月分報告の上表の(3)の私立(02)」

日本工業規格A列4番

(児童福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市

平成 19 年度分報告

1	9	0	0	5	6	0			
年				都道府県・指定都市・中核市					

			前年度末現在 (1)	新規(年度中) (2)	取消(年度中) (3)	年度末現在 (4)
認定及び登録里親数(01)						
(再掲)職業指導認定及び登録里親数(02)						
児童が委託されている里親数(03)						
(再掲)職業指導を行っている里親数(04)						
(再掲)	養育里親	登録里親数(05)				
		(再掲)職業指導登録里親数(06)				
		児童が委託されている里親数(07)				
		(再掲)職業指導を行っている里親数(08)				
	親族里親	認定里親数(09)				
		(再掲)職業指導認定里親数(10)				
		児童が委託されている里親数(11)				
		(再掲)職業指導を行っている里親数(12)				
	短期里親	登録里親数(13)				
		(再掲)職業指導登録里親数(14)				
		児童が委託されている里親数(15)				
		(再掲)職業指導を行っている里親数(16)				
専門里親	登録里親数(17)					
	(再掲)職業指導登録里親数(18)					
	児童が委託されている里親数(19)					
	(再掲)職業指導を行っている里親数(20)					

審査要領

- 1 (1) = 「前年度分報告の(4)」
- 2 (4) = (1) + (2) - (3)
- 3 (01) ≤ (05) + (09) + (13) + (17)
- 4 (02) ≤ (06) + (10) + (14) + (18)
- 5 (03) ≤ (07) + (11) + (15) + (19)
- 6 (04) ≤ (08) + (12) + (16) + (20)

日本工業規格A列 4 番

第57 里親に委託されている児童

(児童福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市

平成 19 年度分報告

1 9 0 0 5 7 0

年

都道府県指定都市中核市

		新規又は措置変更により 委託された児童数（年度中）				措 置 を 解 除 又 は 変 更 さ れ た 児 童 数（年 度 中）												年度末現在委託児童数 （17）
						解 除							変 更					
		児 設 童 から 福 受 託 祉 施 施 (1)	家 庭 从 から 受 託 (2)	そ の 他 (3)	計 (4)	保 護 の 必 要 が な く な り 帰 宅 (5)	養 子 縁 組 (6)	満 年 (7)	逃 亡 (8)	死 亡 (9)	就 職 (10)	そ の 他 (11)	計 (12)	児 設 童 に入 福 所 祉 施 施 (13)	他 委 の 里 里 親 親 に 託 (14)	そ の 他 (15)	計 (16)	
里親に委託された児童（01）																		
（里親の 種類別）	養育里親に委託された児童（02）																	
	親族里親に委託された児童（03）																	
	短期里親に委託された児童（04）																	
	専門里親に委託された児童（05）																	

			年 齢 階 級 別 委 託 児 童 数 (年 度 末)											
			0歳 (1)	1～6歳 (2)	7～12歳 (3)	13～15歳 (4)	16歳以上 (5)	計 (6)	(再掲) 職業指導を受けている児童					
									販売職 (7)	サービス職 (8)	農林漁業職 (9)	生産工程業務職 (10)	その他 (11)	計 (12)
里 親 に 委 託 さ れ て い る 児 童		男	(06)											
		女	(07)											
(里 親 の 種 類 別)	養 育 里 親 に 委 託 さ れ て い る 児 童		(08)											
	親 族 里 親 に 委 託 さ れ て い る 児 童		(09)											
	短 期 里 親 に 委 託 さ れ て い る 児 童		(10)											
	専 門 里 親 に 委 託 さ れ て い る 児 童		(11)											

審査要領

1 (17) = 「前年度分報告の(17) + (4) - (12) - (16)
2 (01) = (02) + (03) + (04) + (05)

3 「(17)の里親に委託された児童(01)」 = 「下表の(6)の里親に委託されている児童の男(06) + 女(07)」
4 「(17)の里親の種類別各欄」 = 「下表の(6)の里親の種類別各欄」

第59 福祉事務所における処理
(児童福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市
平成 19 年度分報告

1	9	0	0	5	9	0			
年							都道府県・指定都市・中核市		

処 理 件 数 (年 度 中)								
知的障害者福祉司又は 社会福祉主事の指導 (1)	施 設 入 所		児 童 福 祉 法 第22条・第23条 の報告又は通知 (4)	児 童 相 談 所 へ 送 致 又 は 通 知 等 (5)	児 童 相 談 所 の 委 嘱 による 調 査 の 完 了 (法 第 18 条 の 2 第 2 項 による も の) (6)	他 の 機 関 に あ つ せ ん ・ 紹 介 (7)	相 談 ・ 助 言 他 そ の 他 (8)	計 (9)
	助 産 施 設 (2)	母 子 生 活 支 援 施 設 (3)						

受 付 経 路 別 処 理 件 数 (年 度 中)												
発 見 (1)	児 童 委 員 から 通 告 (2)	児童相談所 から 送 致 (法第26条第 1項第3号に よるもの) (3)	児童相談所 から 委 嘱 (法第18条 の2第2項に よるもの) (4)	保健所から 通 知 (5)	警 察 関 係 から 通 告 (6)	その他都道 府県(指定 都市を含む) 関係から通 告 (7)	市町村(指定 都市を除く) から通告 (8)	学 校 か ら 相 談 (9)	家族・親せ きから相談 (10)	本 人 か ら 相 談 (11)	その他から 通 告 等 (12)	計 (13)

審査要領
1 上表の(6)=下表(4)
2 上表の(9)=下表(13)

第61 児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況

(児童扶養手当法)

都道府県
指定都市 名
中核市

平成 年 月分報告

			6	1	0				
年		月		都道府県・指定都市・中核市					

	前月 末現在 未処理件数 (1)	認定 請求書 受付件数 (2)	受給資格認定件数(月中)		却下件数 (月中) (5)	月末現在 未処理件数 (6)	現況・所得状況届受付件数(月中)	
			受給者 (3)	支給停止者 (4)			受給者 (7)	支給停止者 (8)
都道府県・市等支給対象者 (01)								
国支給対象者 (02)								

		前 月 末 現 在 数 (1)	月 中 の 異 動															月 末 現 在 数 (18)		
			新 規 認 定 (2)	全 部 支 給 停 止 た ら ば 解 除 さ れ る (3)		止 た ら ば 一 部 支 給 停 止 さ れ る (4)	其 他 の 支 給 機 関 が 管 轄 す る 区 域 へ 転 入 す る (5)	受 給 資 格 喪 失								全 部 支 給 停 止 た ら ば 一 部 支 給 停 止 さ れ る (15)			止 た ら ば 一 部 支 給 停 止 さ れ る (16)	其 他 の 支 給 機 関 が 管 轄 す る 区 域 へ 転 出 す る (17)
				全 部 支 給 停 止 さ れ る (3)	止 た ら ば 一 部 支 給 停 止 さ れ る (4)			受 給 者 が 死 亡 す る (6)	年 金 を 受 け る に な っ た 受 給 者 が 公 的 に な る (7)	対 象 児 童 が 死 亡 す る (8)	18 歳 の 年 度 末 に 達 す る 対 象 児 童 が 18 歳 に 達 す る (9)	上 の 婚 姻 関 係 を 事 実 上 終 了 す る 母 が 婚 姻 関 係 を 事 実 上 終 了 す る (10)	児 童 が 遺 棄 の 状 況 に な る (11)	父 の 拘 禁 が 終 了 す る (12)	そ の 他 (13)	計 (14)	全 部 支 給 停 止 さ れ る (15)			
受給者数	都道府県・市等 支 給 対 象 者 (03)																			
	国 支 給 対 象 者 (04)																			
全部支給 停止者数	本 人 所 得 (05)																			
	扶養義務者等所得 (06)																			

		月末現在受給者数内訳																		
		世帯類型別						対象児童との続柄		手当の支給別		障害基礎年金等の控除別			受給対象児童数別					
												全部支給か	一部支給なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	
		生別母子世帯	死別母子	未婚の母子	障害者世帯	遺棄世帯	その他の世帯	母	養育者	全部支給	一部支給	全部支給か	一部支給なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	
離婚(1)	その他(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	
受給者数	都道府県・市等 支給対象者 (07)																			
	国支給対象者 (08)																			

日本工業規格A列3番 (19年度分)

	受給者数	手当の支給類型の変更(月中)	
		一部支給から 全部支給 (1)	全部支給から 一部支給 (2)
都道府県・市等 支給対象者 (09)			
国支給対象者 (10)			

児童扶養手当の受給の対象となっている児童のうち18歳の年度末を超える児童数(月末現在) (3)	
---	--

中表

- 5 (1) = 「前月分報告(6)」
6 (18)の表側(03)(04) = (1)+(2)+(3)+(4)+(5)-(14)-(15)-(16)-(17)
7 (18)の表側(05)(06) = (1)+(2)-(3)-(4)+(5)-(14)+(15)+(16)-(17)
8 (3)(4)の「表側(03)+(04)」 = (3)(4)の「表側(05)+(06)」
9 (15)(16)の「表側(03)+(04)」 = (15)(16)の「表側(05)+(06)」

下表

- 10 表側(07)の(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7) = 中表の表頭(18)の表側(03)
11 表側(07)の(8)+(9) = 中表の表頭(18)の表側(03)
12 表側(07)の(10)+(11) = 中表の表頭(18)の表側(03)
13 表側(07)の(12)+(13)+(14) = 中表の表頭(18)の表側(03)
14 表側(07)の(15)+(16)+(17)+(18)+(19)+(20) = 中表の表頭(18)の表側(03)

- 15 表側(08)の(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7) = 中表の表頭(18)の表側(04)
16 表側(08)の(8)+(9) = 中表の表頭(18)の表側(04)
17 表側(08)の(10)+(11) = 中表の表頭(18)の表側(04)
18 表側(08)の(12)+(13)+(14) = 中表の表頭(18)の表側(04)
19 表側(08)の(15)+(16)+(17)+(18)+(19)+(20) = 中表の表頭(18)の表側(04)

最下表

- 20 表側(09)の(1)+(2) ≤ 中表の表頭(18)の表側(03)
21 表側(10)の(1)+(2) ≤ 中表の表頭(18)の表側(04)
22 (3) < 中表の表頭(18)の表側(03)+(04)

審査要領
上表

- 1 (1) = 「前月分報告(6)」
2 (6) = (1)+(2)-(3)-(4)-(5)
3 (3) = 「中表の表頭(2)の表側(03)」
4 (4) = 「中表の表頭(2)の表側(05)+(06)」

第62 戦 傷 病 者 手 帳 交 付 台 帳 登 載 数
(戦傷病者特別援護法)

1	9	0	0	6	2	0				
年 都 道 府 県										

都道府県 名		
平成	19	年度分報告

	軍 人								軍 属								準 軍 属								合 計							
	特項 2項症	3項 4項症	5項 6項症	7項症	款 症	目 症	そ の 他	計	特項 2項症	3項 4項症	5項 6項症	7項症	款 症	そ の 他	計	特項 2項症	3項 4項症	5項 6項症	款 症	そ の 他	計	特項 2項症	3項 4項症	5項 6項症	7項症	款 症	目 症	そ の 他	計			
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)			
視覚障害 (01)																																
聴覚障害 (02)																																
言語機能障 (03)																																
し 体 (04)																																
中枢神経機能障害 (05)																																
そ の 他 (06)																																
計 (07)																																

第63 戦傷病者等の療養の給付・療養費の支給及び療養手当受給者数 並びに更生医療給付決定件数

1	9	0	0	6	3	0			
年 都 道 府 県									

(戦傷病者特別援護法)

都道府県 名 _____

平成 _____ 19 _____ 年度分報告

		前年度末患者数			年 度 中 異 動 状 況										年 度 末 患 者 数		
					新 規 患 者 数			変 更 患 者 数		減 少 患 者 数							
		指定医 療機関 (1)	一般医 療機関 (2)	計 (3)	新 規 (4)	転 入 (5)	計 (6)	入院外か ら 入 院 (7)	入院から 入 院 外 (8)	治 癒 (9)	中 断 (10)	死 亡 (11)	転 出 (12)	計 (13)	指定医 療機関 (14)	一般医 療機関 (15)	計 (16)
入 院	結 核 (01)																
	精 神 病 (02)																
	そ の 他 (03)																
	計 (04)																
入 院 外	結 核 (05)																
	精 神 病 (06)																
	そ の 他 (07)																
	計 (08)																
計	結 核 (09)																
	精 神 病 (10)																
	そ の 他 (11)																
	計 (12)																
法附則第11項 該当者 (再掲)	入 院 (13)																
	入院外 (14)																

療養手当受給者数
(年度末現在) (15)更生医療
給付決定件数 (16)

日本工業規格A列4番

記入要領

法附則第11項該当者のうち、新たに戦傷病者手帳を交付した場合は、その旨を欄外に注記すること。

審査要領

- 1 (1)＝「前年度分報告の(14)」 (2)＝「前年度分報告の(15)」 (3)＝「前年度分報告の(16)」
 2 (16)の表側の入院、法附則第11項該当者の入院欄＝(3)＋(6)＋(7)－(8)－(13)
 3 (16)の表側の入院外、法附則第11項該当者の入院外欄＝(3)＋(6)－(7)＋(8)－(13)
 4 (16)の表側の計欄＝(3)＋(6)－(13)

第64 戦傷病者の補装具支給及び修理

(戦傷病者特別援護法)

1	9	0	0	6	4	0				
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

年

都 道 府 県

都道府県 名

平成

19

年度分報告

		支 給			修 理		
		請 求 件 数 (1)	決 定 件 数 (2)	金 額 (3) (千円)	請 求 件 数 (4)	決 定 件 数 (5)	金 額 (6) (千円)
義 肢	義 手 (01)						
	義 足 (02)						
装 具 (03)							
座 位 保 持 装 置 (04)							
盲 人 安 全 つ え (05)							
義 眼 (06)							
眼 鏡 (07)							
点 字 器 (08)							
補 聴 器 (09)							
人 工 喉 頭 (10)							
車 い す (11)							
電 動 車 い す (12)							
歩 行 器 (13)							
頭 部 保 護 帽 (14)							
収 尿 器 (15)							
ス ト マ 用 装 具 (16)							
歩 行 補 助 つ え (17)							
そ の 他 (18)							
計 (19)							

記入要領

(1) < (2) 及び (4) < (5) のときは、その理由を欄外に注記すること。

審査要領

1 (2) に計上数があるときは(3)にも計上数があること。

2 (5) に計上数があるときは(6)にも計上数があること。

3 $\frac{(3)}{(2)} \leq 1$ 件当たりの支給基準額 4 $\frac{(6)}{(5)} \leq 1$ 件当たりの修理基準額

日本工業規格A列4番

第65 戦傷病者乗車券引換証受給者数

(戦傷病者特別援護法)

1	9	0	0	6	5	0				
年				都 道 府 県						

都道府県 名

平成 19 年度分報告

	特 別 項 症 (1)	第 一 項 症 (2)	第 二 項 症 (3)	第 三 項 症 (4)	第 四 項 症 (5)	第 五 項 症 (6)	第 六 項 症 (7)	第 一 款 症 (8)	第 二 款 症 (9)	第 三 款 症 (10)	第 四 款 症 (11)	第 五 款 症 (12)	目 症 (13)	計 (14)
甲 種 (01)														
乙 種 (02)														
甲種・乙種 (03)														